

債権の放棄について

放棄した債権（総括表）

名 称 (担当部)	債権の種類	金 額	件 数	資料 番号
弁償金（生活保護費） （福祉部）	非強制徴収公債権	1,032,032 円	26 件	1-1 ～ 1-2
奨学金貸付金返還金 （子ども未来部）	私債権	1,040,000 円	1 件	2
品川区立区民住宅使用料等、 品川区営住宅使用料等、賠償金 （都市環境部）	私債権	17,815,053 円	8 件	3
計		19,887,085 円	35 件	

債権の名称 弁償金（生活保護費）

番号	債権の発生日	放棄した 債権の額	放棄した 根拠	放棄した日	備 考
1	令和元年10月25日	21,008円	2号事由	令和4年3月11日	令和3年1月25日 徴収停止（13条2号）
2	令和元年11月1日	155,370円	同上	同上	同上
3	平成30年10月1日	793円	同上	同上	同上
4	平成30年11月1日	793円	同上	同上	同上
5	平成30年12月1日	21,511円	同上	同上	同上
6	平成31年1月1日	2,837円	同上	同上	同上
7	令和元年9月1日	1,500円	同上	同上	同上
8	令和元年5月1日	2,045円	同上	同上	同上
9	令和元年8月1日	1,500円	同上	同上	同上
10	平成31年4月1日	2,045円	同上	同上	同上
11	令和元年12月5日	38,999円	同上	同上	同上
12	令和元年7月1日	67,870円	同上	同上	同上
13	令和元年6月1日	67,870円	同上	同上	同上
14	令和元年6月1日	64,300円	同上	同上	同上
15	令和元年9月1日	17,306円	同上	同上	同上
16	令和元年7月1日	64,300円	同上	同上	同上
17	令和元年8月1日	67,870円	同上	同上	同上
18	令和元年5月1日	64,300円	同上	同上	同上
19	令和元年10月1日	17,066円	同上	同上	同上
20	令和元年8月1日	75,855円	同上	同上	同上
21	令和元年7月1日	68,498円	同上	同上	同上
22	令和元年8月1日	68,505円	同上	同上	同上
23	令和2年2月14日	44,613円	同上	同上	同上
24	令和元年12月21日	62,677円	同上	同上	同上
25	令和2年3月15日	25,143円	同上	同上	同上
26	令和2年3月17日	7,458円	同上	同上	同上
計		1,032,032円			26件

債権の名称 弁償金（生活保護費）

放棄の根拠：品川区私債権等の管理に関する条例第17条第1項

第2号 徴収停止の措置をとった私債権等について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

徴収停止後の期間：品川区私債権等の管理に関する規則第9条

条例第17条第1項第2号に規定する相当の期間は、1年とする。

参考（徴収停止）：品川区私債権等の管理に関する条例第13条

区長は、私債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難または不適當であると認めるときは、以後その保全および取立てをしないことができる。

第1号 略

第2号 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

第3号 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(資料2)

債権の名称 奨学金貸付金返還金

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備考
1	平成16年12月1日	1,040,000円	4号事由	令和4年3月10日	元金 1,040,000円
計		1,040,000円			1件

放棄の根拠：品川区私債権等の管理に関する条例17条第1項

第4号 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法の適用を受け、またはこれに準ずる状態をいう。）にあり、かつ、資力の回復が困難であると認められるとき。

(資料3)

債権の名称 品川区立区民住宅使用料等、品川区営住宅使用料等、賠償金

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備考
1	平成8年4月30日	2,456,100円	5号事由	令和4年3月18日	品川区営住宅使用料 2,456,100円
2	平成9年1月6日	4,380,725円	3・5号事由	同上	品川区立区民住宅使用料 4,380,725円 (うち区民住宅等共益費 423,000円)
3	平成10年11月30日	2,502,846円	5号事由	同上	品川区立区民住宅使用料 2,502,846円 (うち区民住宅等共益費 219,000円)
4	平成11年10月31日	1,350,130円	5号事由	同上	品川区営住宅使用料 1,308,800円 賠償金 41,330円
5	平成12年7月31日	3,057,775円	3・5号事由	同上	品川区立区民住宅使用料 2,954,700円 (うち区民住宅等共益費 225,000円) 賠償金 103,075円
6	平成16年5月31日	1,333,955円	5号事由	同上	品川区立区民住宅使用料 1,333,955円 (うち区民住宅等共益費 100,000円)
7	平成17年9月30日	1,564,900円	5号事由	同上	品川区立区民住宅使用料 1,564,900円 (うち区民住宅等共益費 132,000円)
8	平成19年2月28日	1,168,622円	5号事由	同上	品川区立区民住宅使用料 932,300円 (うち区民住宅等共益費 78,700円) 賠償金 236,322円
計		17,815,053円			8件

放棄の根拠：品川区私債権等の管理に関する条例17条第1項

第3号 破産法その他の法令の規定により債務者が私債権等につきその責任を免れたとき
または法人である債務者が破産手続廃止の決定を受け、当該決定が確定したとき。

第5号 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用
をする見込みがあると認められるとき。